

憲法の理念にたつ「地域臨床教育学」を切り開くⅡ

—心理学・教育学を学ぶ65年余りの研究歴をふりかえる中で—

藤本文朗*

Pioneering “Regional Clinical Education” Based on the Principles of Constitution II

—Looking Back on more than 65years of resarch history in
psychology and education—

Bunro FUJIMOTO

キーワード：ベト・ドクとの出会い、ひきこもり、ひきこもり学会

4) ひきこもり研究のアプローチ

(1) 相談を受ける立場から相談をしてもらう立場へ(表2参照)

1980年ごろから2000年まで滋賀大学教育学部に勤めていた。私の研究室の隣にプレイルーム、テスト室、観察室があり、そこで地域の教育相談活動を行っていた。地域の発達などに悩みを抱える当事者や家族の相談を受けるなかで、相談来室者の主訴は変化をしてきた。70年代から80年代は自閉症児についての相談が中心だったが、80年代後半から発達障害や、ひきこもりにつながる不登校の相談が増加した。その中で、印象に残ったケースは中学校二年生の不登校の子どもの親からの相談だった。本人の担任とも話し合ったし、本人(男子)も三回来た。私の対応はとにかく本人の言うことを無条件に受容する非指示的カウンセリングであった。本人は殆ど話さなかったが、「自分で考えて」、新大阪の「学習塾」に自ら毎日通い、当時の「大学入学資格検定試験」に合格をし、東京の大学の大学院まで進み、塾の講師になった。親からの手紙の中で、「先生と呼ばれる人から、学校に行ったらと言われず、自分で考えて、という態度であったことから、自分で考えて塾に行くことになった」と書かれていた。早期の対応であったこともよかったかもしれない。

同じ時期1980年代の初め、パートナーが日本共産党の京都市東山区選出の市議員をしていた関係で生活相談をしていたのだが、ひきこもりの息子(40歳)が暴力をふるうと、著者の自宅に来られ、パートナーとともに、三ヶ月対応した。家を父母が出ることで、収まった。しかし、当時ひきこもりへの対応の概念はなく、警察が介入することもなかった。

その数年後、筆者の三男は、高校の入学後五月の連休から学校に行き渋り始めた(1992年)。筆者は、悩み、当時は相談機関が少なく、相談する気になれなかった。友人に「あの子はよく本を読んでいて、気が長い」と言われて、多少あきれ、本心はあきらめて、学校に行けとは言わなかった。息子が不登校になったことは不慣れでショックで、反省の日々であった。学校へ行くと本人に言わなかったことが、結果的にはよかった。

親としての反省は、高校進学の時、十分本人の意思を尊重せず、家から遠い高校に進学を決めたことであった。進学先ではすでに友達関係ができており、その輪に入るのが難しかったと言う。学校に行かなくなってから、自らの希望で母と半月間、北海道旅行をしている。翌年高校三年生期になり、

* 滋賀大学名誉教授

表2

(表) 筆者藤本が教育臨床的支援をした事例 (不登校・ひきこもり当事者・親)

	当事者の名前	当地区	支援を始めた年月日	主訴とその後	生年	
1	男	井上次郎 25歳	京都市	1985年3月から	ひきこもりの一人息子(本人)に対して、親からの暴力。本人に会い、別居を勧め入院する。その後のことはわからず、父母共に死亡。	1960
2	男	川上一郎 14歳	滋賀県	1985年10月から12月 その後10年間はがきで連続	不登校 親が相談に来る。本人も3回、塾に行き進学(本文に追記)担任と話し合ったが関心も薄く残念であった。	1972
3	女	上野美子 18歳	滋賀県	1987年2月から1997年	ひきこもり、母は教師、母が相談、本人とのカウンセリングを行う。現在当事者は、学校のカウンセラー、母親の理解が上がった。	1969
4	男	川本太郎 15歳	京都市	1987年5月から	高1の連休明けから不登校、母と北海道旅行、大学資格検定試験合格 外国で一人就労をし、自信をつける。結婚し、現在は2児の父	1972
5	女	井本良子 13歳	京都市	1998年4月	不登校からひきこもり イギリスのシュタイナー学校で学ぶ 日本の学校に合わない。ドイツで働き結婚。	1976
6	女	井本美子 10歳	京都市	1998年4月	No5の妹。ひきこもり 不登校 イギリスのシュタイナー校で学び、日本学校が含まなかった。母親のもとを離れ、恋人と同棲中。	1988
7	男	林八郎 20歳	京都市	2005年4月	不登校(小1)→ひきこもり一就労一大学(2部)ひきこもり。母から相談 本人とカウンセリング、文章は書ける。論文3本あり、現在放送大学で学ぶ。	1975
8	女	川上よしえ 38歳	京都市	2008年8月から	高卒後就労→ひきこもり 廃仕事 事故死。地域のサークルに参加、「元気に生きる」という方向に向かっていたのに残念。	1968
9	男	川本元気 25歳	京都市	2007年	ひきこもり、高校一年で不登校、大検合格大学進学、ぶらぶらしていたが外国で働き、英語で自信を持つ。16歳の時母親と旅行 ひきこもり中によく本を読む。現在二人の娘の父。	1972
10	男	青木 一雄20歳	仙台市	2010年10月	ひきこもり、筆者の本を読み、電話、手紙の連絡、ひきだしや被害で50万円を支払う。電話手紙 母の兄と電話のやり取り、母へのアドバイス。	1990
11	男	中川勇 25歳	京都市	2011年10月から2012年3月	ひきこもり、発達障害と書われ解雇、本人とカウンセリング。	1986
12	男	川村一郎 30歳	堺市	2012年8月	不登校→ひきこもり、本作りで母と知り合う。今はケーキ作りと頼まれたら、販売、留守番。母は現在当事者会等のリーダーとなった。	1978
13	男	大池和郎 37歳	千葉県	2013年	不登校、ひきこもり 母は筆者の教え子、本作りに参加、3人の子どもがいるが、うち2人が不登校又は就労。母は現在市会議員	1976
14	男	川本和男35歳	大阪市	2013年8月から現在	就労したが退職、ひきこもり、今「ひきこもっても元気に生きるべく、家事労働。父87歳、母82歳で家の経理等を任されている	1978
15	男	正木昭雄 35歳	大阪府	2018年から	自殺したいと重い出し、試みたこともある。母からの相談 親と別居したが今は一緒に暮らしている。	1982
16	男	野中和男 25歳	京都市	2011	京都でひきこもっていたが、両親と別居、父とは合わないが、四国で農作業している。母がよく本人のことを理解等している。他人と目を合わせない	1986
17	男	小島勇 42歳	京都市	2018年から	大学中退後、10年ほどひきこもり、同居の父が認知症。施設入居後母がアルバイトをし、本人もアルバイトをはじめた。	1976
18	女	朝日みわこ 30歳	大阪府	2018年から	統合失調症からきたひきこもり、自殺願望あり、通院もしている	1988
19	男	青田仁 30歳	京都市	2019年	小中学校不登校 全寮制高校を経て大学、イギリス留学を大学院修了。就職して一時期ひきこもり 現在訪問介護 母親の力が大きい。	1969
20	男	田中勉 40歳	京都市	2022年8月から	ひきこもり(大学1年)本人と面談。父が認知症、現在非正規の仕事についているが、そろそろ本格的に働きたい。	1982
21	男	川井明 42歳	京都市	2022年	ひきこもり 父と同居 精神障害者1級 現在訪問医療を受けている。	1980
22	男	上野三郎 42	河内長野市	2022年	国立大学合格の対、対人恐怖等もあり、中退し、ひきこもり、今はアルバイトでソバ打ちなど、我々の研究会に参加、当事者支援など	1980
				プライバシーに配慮をし、名前は仮名、年齢は当時の年齢である		
				2022年11月作成		

当時の「大学入学資格検定試験」を二年間に分けて受験、合格をし、資格を認定された。大学進学をし、大学をなんとか卒業し、一人ニュージーランドの田舎で、就業し、生活をしていた。その後帰国し結婚した。アンリ・ワロンの言う、「期待のシステム」の理論のかかわりで見れば、正規の仕事にも就き、パートナー、中二、小五の娘、職場から期待され、本人もそれを感じる中で、人間発達をしていると言えるのではないかと。

一方、次男は大手のゲームセンターの所長になったが、大卒でないこともあったのか、会社を辞めた後、今日まで二十年近く仕事に就いていない。初めの三年間はハローワークで仕事を探し、約百社にエントリーをしたが、すべて不採用となり、今は家事労働をしている。父である筆者は88歳で要介護二級、要支援二級の母親の支援をしてくれている。本人は地元の精神科医にかかっているが、医者から「精神障害三級」の申請をするように言われたが、認定をされてもメリットはない。一般の高血圧の薬は適用されず安くならないし、自動車税は控除があるが、自動車の運転はしないため関係がない。

二人の状態の助けになったのは、京都東山のシオンの会だった。不登校、ひきこもりの親の会(代表 大槻明美)で、悩みを共有し、情報を得ることができた。(本会については、本の泉社発行『日本の科学者』2022年9月号、「おやじの会と関わって」(世話人 上坂秀喜)参照)

(2) ひきこもり研究とかかわって

次男がひきこもって五年余りは、筆者自身のうつ病がひどくなり、研究どころか短大の教員もやめ、自身がひきこもり状態であった。

その中で、教え子から二人のひきこもりを抱えているということを知り、2013年に、ひきこもりの子どもの親が中心になり、高垣忠一郎氏、精神科医石澤卓夫氏が参加をし、共に学びあい、青木忠道、関山美子、高垣忠一郎、藤本文朗編著で『ひきこもる人と歩む』（2015年 新日本出版社）の出版をした。私を含めてひきこもりの当事者六人が匿名で「ひきこもりの人の親の思い」を書いた。

「ひきこもり」という言葉を見たり聞いたりされた時、どのようなイメージを持たれるだろうか？「ひきこもり」という状態は、外からは何もしていないように見えるかもしれない。しかし、その中で本人の精神活動は、ひきこもる必要がなく生活している人以上に活発になり、そこで人間性が研かれる。真面目に人生を考え、優しく細やかな気遣いのできる青年たち（ひきこもり経験者）に、私は登校拒否の交流会やひきこもり青年の交流会で出会ってきた。

1. Nothing about us, without us!「私たちが抜きにものごとを決めないで」

この言葉は、障害者権利条約・高齢者権利条約などに謳われ、世界的な常識となっている。支援の方向や制度を決めるにあたって、当事者はもちろんだが、当事者がすぐに声を出しにくい時は、その家族、代表、さらには支援者の声を尊重しなければならないという原則である。

筆者は次の研究として、ひきこもりの当事者に学ぶ、当事者発信の「プロジェクト（HHP）」を堺と京都に発足させた。なかなか声を出しにくい当事者及び元当事者の生の声を発信することで、ひきこもりの人たち、家族が少しでも元気になり、また、“ひきこもり”の認識が新たになることを願っていた。何事も現状のよりよい理解を進めるためには、当事者からの声が効果的であると考えていることから、ひきこもり経験者の青年たちや支援者（親を含む）に声をかけた。ひきこもり人口は日本で少なくとも百万人（人口の1%）、その家族など関係者を含めると三百万人といわれている。1990年頃よりテレビで、新聞で頻繁に報道され、出版された本は三百冊以上ある。その90%は研究者・家族によるものである。

以上は2022年11月号の「前衛」の私の論文「引きこもり研究は今—教育臨床の立場から」の最初の部分を引用した。

2. カウンセリングのアプローチの重要性と限界

- ① 個人的な対応として、Rogersの来談者中心のカウンセリングは、来談者がカウンセリングを通して、自分で考え、解決していくということで重要である。クライアントの気持ちを無条件で聞くことが大切である。教師にもカウンセリングマインドが求められるといえる。そのためには、それなりの専門的なトレーニングが必要と考えるが、さいわい私自身が前述したように、大学院時代（臨床心理学）カウンセリングのケースを、テープにとって、それを再生した文にして、研究会で鍛えられた。そんなトレーニングなしにカウンセリングをすることに賛成することはできない。追記すれば、今日の若者（ひきこもり、発達障害など）へのカウンセリングは二時間以上かけている。病院などでは50分、大学でのカウンセリングもその程度聞かすが、なぜ私の場合二時間以上かけるかといえば、カウンセラーとクライアントが気持ちを共有するのに時間がかかるといえよう。
- ② ひきこもりの親となった時（1985年）はカウンセリングを受ける気分にもなれなかったし、「ひきこもり」のことを理解してのカウンセリングをしてくれる所も少ないし、信用できないと感じた。現在でも、6年間の大学での教育と国の認定（試験）、「臨床心理士」の人々が「ひきこもり」についてどれだけ理解しているかは疑問といえよう。
- ③ ひきこもりの親として、たどり着いたのは、地元「東山区不登校・ひきこもりを考える親の会」「シオンの家」の集いで、同じ親の気持ちが共有でき、まず、ほっこりすることができた（月2回、半日）。グループカウンセリングとも言えない、司会者はいるが、いいたいほうだいといえる場

である。その内に当事者が参加、そして彼らなりに、小冊子「休ませる勇気」を発行する（2021年）までになった。

カウンセリングの限界は、クライアントの声を正面から受け止め、大切にするといっても、支援する立場と支援される立場である。ある「ひきこもり当事者」はそんな関係はイヤだという。

- ㊦ 私（24時間ひきこもりの息子と接している）は、前述したようにアンリ・ワロンの「期待のシステム」の理論に教えられて、一日三時間はカウンセリングマインドの対話をするだけでなく、家事労働、ゴミ出しなどの仕事を任せるとともに、わが家の大修理（約120万円）の手続きなど（業者）を息子にまかせることで、息子は親に期待し、される実感を持つことにつながるといえまいか。

㊧ 教育臨床的アプローチ

日本の公教育は指導要領、校則に縛られて、しかも40人学級（少人数学級への運動の成果で毎年その方向は文科省も進められているが、人口減で予算は増えていない）では、「多数者教育」になっている。私が今年「ハンゲル」の勉強をするため、京都市の生涯学習の講座に夕方週一回通い始めた。8人ぐらいだが、87歳の私はついに「不登校」になった。このことを通して通常の学級で、不登校、貧困、発達障害等「特別なニーズを持った人々にどう対応するかが教師として求められる。「多様性の教育」といえる。カウンセリングなどの対応はあくまで個別指導で、心理臨床的アプローチであるが、公教育は集団指導である。このことについては、私もかかわっての教科書「人権としての特別支援教育」（文理閣2022年）でふれている。

追記すると、スウェーデンでは公教育は25～28人学級が普通で、ひきこもりの問題も出てきて、担任にプラス副担任、カウンセラーなどがつくとのことである。しかも、保育所、公教育、大学、大学院まで金とはらないし、親の勤務条件は週40時間、夕方五時に帰り、親は子どもとともに文化、スポーツを楽しむということである。

要するに、教育臨床的アプローチは不登校・「ひきこもり」の対応を通して公教育全体を改善することが求められるといえよう。何よりも日本の公教育は“口は出すが金を出さない”につきる。図1から同じ資本主義国で先進国の中で日本は公教育に投資していないのがわかるといえよう。

6) 「社会的ひきこもり対応基本法」をさぐる

- ㊨ 日本のひきこもりは人口の2%以上と推定され、20年後に900万人になるとも言われている。世界的権威のあるオックスフォード辞典で2010年度版からHIKIKOMORIが国際用語として紹介されているほど一般化している。本稿では、ひきこもりの人々への国、地方自治体の支援事業の批判的検討を通して、ひきこもりの人々への基本的対応として「社会的ひきこもり対応基本法」を構想し、国が財政的支援の責務を持つ法律を作り「ゆっくりひきこもりつつ、スポーツ、文化を楽しみ、就労してもいい」日本の社会を展望する。

- ㊩ 社会的ひきこもりに正面から対応する法律が求められている。

現在の法律は、部分的に社会的ひきこもりにふれてはいるが、不十分な点が多い。ひきこもりへの支援は、障害者基本法や、多少次元が異なるが自殺対応基本法なども参考にした正面からひきこもりの人や家族に対応する法律が求められる。私は共著『ひきこもる人と歩む』（2015年新日本出版社）において障害者権利条約の理念（ここでは障害者だけではなく、「特別に配慮する人々」を含む）から「ひきこもり支援手帳」制度を提案している。また2013年のKHJの当事者アンケートの自由記述で約400人の内43人が「ひきこもり対応基本法」（仮）の必要性和公的支援を求める声を寄せている。理由として「法の谷間にある」と記されているとのことである。

- ㊪ ひきこもる人は、「障害者基本法」（2011年に成立し、障害者の権利に属する条約（2006年）をうけて2012年に改正）が定める配慮の対象に含まれる。第一条（目的）や第二条（定義）をみれば、「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無に

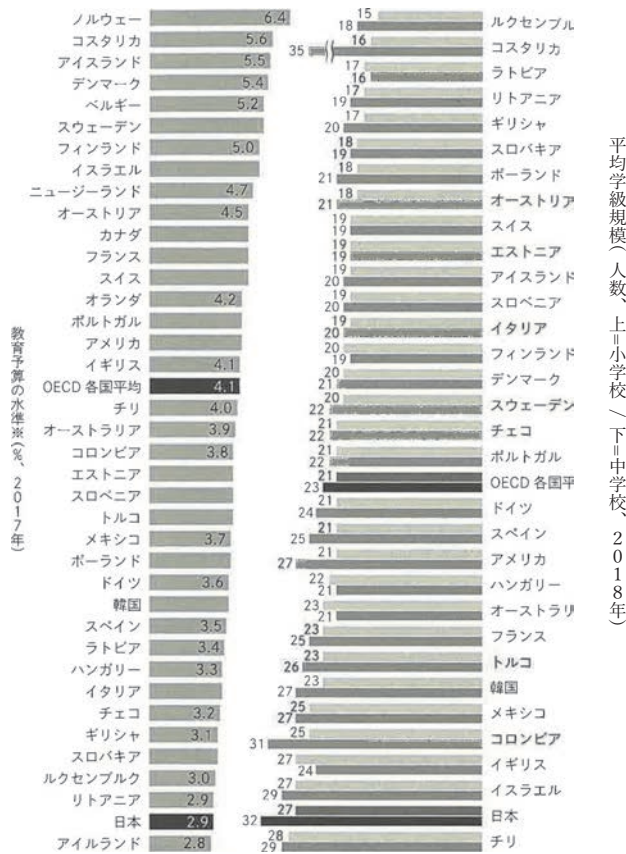


図1 教育公財政支出の対 GDP 比
 (出典) OECD「図表で見る教育 2020 年版」をもとに作成
 日本は教育予算も学級規模もワースト
 (藤森毅「教師増員論-学校超多忙化の源をさかのぼる」新日本出版社、2021 年、245 頁)

よって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする」(下線部分が改正箇所)と書かれている。

ここでは、「障害の有無にかかわらず」と書かれ、特別な合理的配慮(障害者の権利に関する条例、第二条(定義)を参考にすれば、日本の“HIKIKOMORI”は含まれるとも考えられる。例えば、知的障害者への療育手帳を(A:全く家から出ないでひきこもる人)、(B:その他)に分けて年金手当の対象にするなど(A:年間約99万)、(B:約78万円)、年金の支給(2020年厚労省通知で決められた各都道府県により多少異なる)という支援の在り方もあるといえよう。

しかし、前述したようにひきこもりの人々への理解や研究運動が他の障害者のそれれに比べて短いことを考えると、あえて正面から基本法づくりを行っていく必要があることが指摘できよう。以下はメモ的にはあるが基本法の構想において中心になるであろう基本的理念を記す。

第一に、立法の趣旨として、ひきこもる人の実態をふまえ、この人々が安心してひきこもり、元気になりつつ、まずは文化、スポーツを楽しみ、時間をかけて自己表現するなかで、憲法・教育基本法

の理念によって「いつでもどこでも」の社会教育、就労支援をしつつ就労などの社会参加をめざすものであることが重要である。(詳しくは田中良三、藤井克徳、藤本文朗編著「障害者が学び続けるということ」2016 新日本出版社)

第二に、そのために支援事業でなく、前述した療育手帳を参考に年金手当など財政的保障を国が行い、この人々がゆっくりひきこもり安全安心を実現することを保障する。

第三に、社会的ひきこもりの定義は「20歳代後半までに問題化し、6ヵ月以上、自宅にひきこもって社会参加をしない状態が持続しており、ほかの精神障害がその第一の原因とは考えにくいもの」(斎藤環著『社会的ひきこもり』1998年PHP新書p25、詳しくはp83～4)とすることが望ましい。

第四に、この人々への差別をなくし、国、地方自治体はこの人々に責務を持ち国民の理解を得られるようにする責務がある。

最後に、基本方針を④医療⑤教育⑥療育⑦連絡、雇用⑧住宅⑨相談⑩選挙などに沿って作成するため、国や各自自治体で、「社会的ひきこもり政策委員会」を作り、“Nothing About Us Without Us”の理念から当事者やその家族の代表を必ず委員会に加えることが望ましい。

なお追記すると、1980年代ある革新政党から、田中昌人(京都大学教授一当時、故人)、加藤直樹(滋賀大学教授、故人)と私などが参加して、障害児教育政策づくりの原案づくり、滋賀県の障害児教育政策づくり(原案)に参加したことの経験を持つが、前述の「ひきこもり」政策づくりに役立ったと思う。今、ひきこもり学会の発足とその後の学会活動を通して深められると考えられる。

IV まとめにかえて

私の研究は前述したように「歩きながら考える」歩兵の教育学である。

私の論文を人間発達研究所紀要 第34号2021.6で発達保障の源流「学校にはいれなかった障害児」を取り上げ、荒木穂積(人間問題研究所紀要編集長)氏が解説し、「地域臨床教育」との概念を教えてください。この調査は、日本教育学会、全障研の仲間にささえられて日本各地でひろがり、マスコミで取り上げられ、1979年度より養護学校義務制が実現し、どんな重い障害児にも教育の権利を保障する制度作りに役立つことができ、調査された人々に生きて返すことができたといえよう。

Vietnam の場合でも①私立盲学校が公立化していった②障害児教育の教員養成コースが私たちの支援もあり、各地の師範大学でつくられた(詳しくは藤本他編「ベトとドクと日本の絆」2010新日本出版社)③Dioxinの被害者に対して米国が人道的支援を始めつつある。

いずれも調査だけに終わっていない。

「ひきこもり」の問題は本格的な地域の調査は私たちの手でなされていないが、前述したように「ひきこもり学会」が発足され、憲法・教育基本法の理念での制度づくりをめざしつつある。道は遠いが一歩ずつ進むしかないといえよう。いずれにせよ、2023年10月1日ひきこもり学会主催のシンポジウムに示されよう。

シンポジウム 親でも、しんどいって言える場所がほしかったんよ

14:00 開会の挨拶/森下博(元大阪健康福祉大学)

14:10 発表「しんどいこと聞いてなあ」

- ・日花睦子(大阪虹の会)
- ・泉谷ふみの(横浜ばらの会)
- ・上坂秀樹(シオンの家)
- ・浜治弘子(南大阪サポートネット)

15:30 交流「しんどいことしゃべらなあ」

16:30 専門家のメッセージ/伊藤康貴(大手前大学)

16：50 閉会の挨拶／藤本文朗（滋賀大学・親）

司会： 高井逸史（大阪経済大学）

長浜美穂（みーにん訪問看護ステーション）

ここにおいて私が教えられたことは、グループカウンセリングの場が必要と言えよう。私も新たに臨床心理学を学びなおす必要を感じる日々といえよう。なお筆者の発表「ひきこもり学会が目指すのは当事者も家族もらくに生きられる社会を」（大阪民主新報 2023. 11. 5 号）参照

〈追記〉

ベト・ドクの分離手術のことは、日本・ベトナムの国交 50 年（2023 年）ということでマスコミが取り上げ、読売新聞が 5 月に私のところへ取材に来た。（2023 年 7 月 10 日に記事になった。）また TBS テレビで、ワールド極限ミステリー“ベト・ドクちゃんを救え！ そして今”（約 1 時間）が 2023 年 6 月 14 日関東圏に始まり全国放映された。6 月に私宅に来て取材し、私も 4 半世紀前の 1988 年 10 月 4 日分離手術の資料や写真・ビデオなどを提供した。そのテレビは数百万の人が見たと思われる。個人的にも電話や手紙がたくさん私の所に寄せられた。

- ①99% の人が感動した、経過がよくわかったなどの感想が寄せられたが、ベトナム戦争を知らない若い人の声は少なかった。若い人たちにベトナム戦争と分離手術をどう伝えていくか今後の課題である。
- ②分離手術の成功はベトナム医療の医療集団の主体的力量の成功（独立）であった。世界的にはその年のギネスブックで取り上げられた。日本の支援は日本の日赤の麻酔医師の派遣などと我々ベトちゃん・ドクちゃんの発達を願う会の財政的支援と千羽鶴など心の支援であった。本来アメリカがすべきことと言う人もいた。
- ③私たちは「ベト・ドクだけでなく」というベトナムの声を受けて分離手術後、日本・ベトナム障害児福祉、教育セミナーを毎夏開催した。その結果、ベトナムでの障害児教育の教員養成を発足させるために、50 人以上のボランティアの講師を派遣し財政的支援（願う会）し、このことは今回のテレビでは放映されなかった。

引用参考文献

1. 藤本文朗（1989）「障害児教育の義務制に関する教育臨床的研究」、多賀出版
2. 藤本文朗（2000）「座して障害と語る」、文理閣
3. 西井啓子、森下博、藤本文朗（2022）『『ひきこもる人と歩む』から『ひきこもり学会』づくりへ』、滋賀大学教育実践研究論集
4. 藤本文朗（2020）『『社会的ひきこもり対応基本法』をさぐる』「日本の科学者」11 月号
5. 藤本文朗（2022）人間発達と弁証法Ⅱ 滋賀大学教育学部紀要
6. 藤本文朗他監修（2022）「人権としての特別支援教育」文理閣
7. 藤本文朗（2022）「ひきこもり研究は今」前衛 11 月号
8. Wallon, H 滝沢武久訳（1960）「教育科学としての心理学」（原著 1951）誠信書房
9. レ・ケ・ソン / チャールズ・R・ベイリー（2022）「敵対から協力へーベトナム戦争と枯葉剤被害」梨の木舎
10. Nguyen Thi Ngoc Phuong / Bunro Fujimoto/Ryotaro Katsura（2013）“Dioxin – Unforgettable Responsibility! Viet & Duc and World Peace” Ho chi Minh City General Publishing House